

再生可能エネルギー等・省エネルギー 促進審議会の見直しについて

1. 再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会の概要

設置根拠：宮城県地域と共生する再生可能エネルギー等
・省エネルギー促進条例 第17条

設置日：平成15年12月25日

設置趣旨：同条例第9条に定める「再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」及び「その他重要事項」を調査審議

構成委員：18人（令和5年4月1日現在）

[学識経験者6人、関係事業者・団体11人、県民公募委員1人]

任期：委嘱の日から2年間

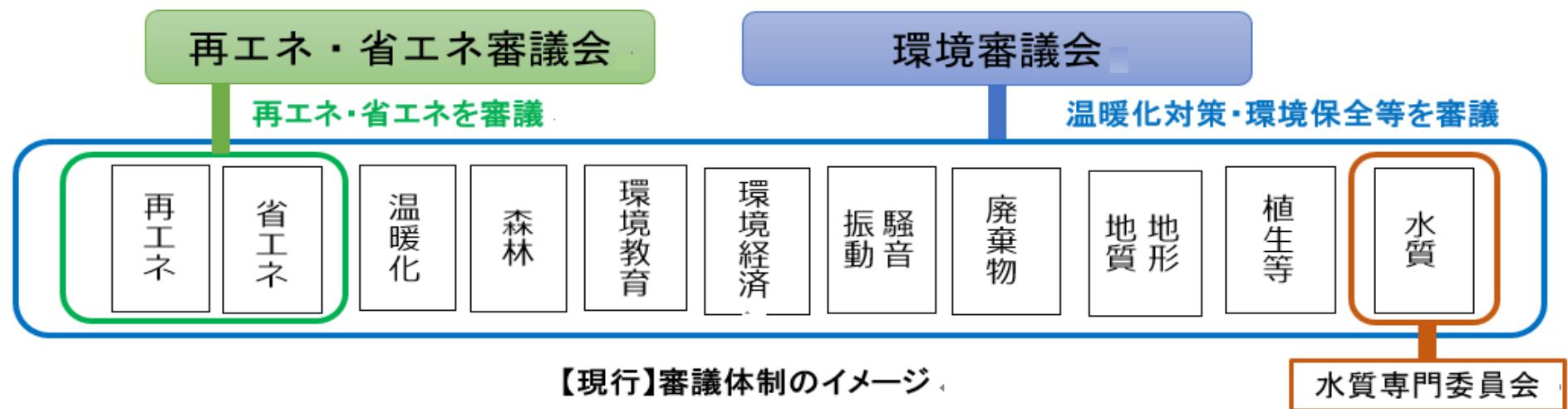
[現委員：令和4年1月25日～令和6年1月24日]

2. 見直しの背景

- 今年3月に、本県における地球温暖化対策やエネルギー利用に関する施策を一体的かつ効率的・効果的に推進するため、再エネ・省エネに関する基本計画を含めた関連4計画を整理統合した「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」を新たに策定。

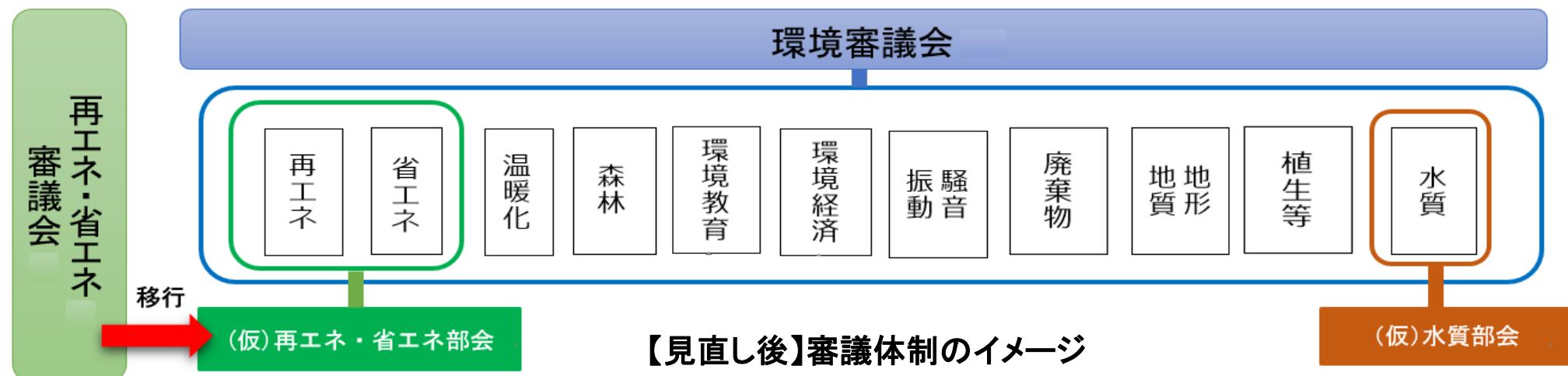


- これにより、ゼロカーボン戦略は、再エネ・省エネ審議会と環境審議会の2つの審議会が諮問機関となり、再エネ・省エネに関する重要事項等も両審議会の所管として位置付けられることとなったが、今後の運営上の取扱いが不明確になっており、全体の見直しが必要となっている。



3. 見直しの方向性（案）

- 環境審議会においては、先の9月議会で条例を改正し、環境審議会に新たに部会を設置できる規定を設け、現行の水質専門委員会を部会に移行する体制を整備したほか、部会の議決を以て親審議会の議決に代えることができる規定を設ける見直しを行い、円滑な審議体制の確保を図ったところである。
- 今回、再エネ・省エネ審議会においても、より効率的・効果的な審議体制を構築するため、本審議会の所管を環境審議会に移行する条例改正を行い、環境審議会への集約を図るとともに、今後は、環境審議会に新たな部会を設置し、同部会にて、再エネ・省エネに関する重要事項等の専属的な調査審議を行っていききたいと考えている。



4. 今後のスケジュール (予定)

	再エネ・省エネ審議会	環境審議会	県議会
9月	本日の審議会	環境審議会に部会を設置するための改正	9月議会(9/5～10/4) ⇒環境審議会条例の改正案提出・審議 ※10/11施行
10月	第3回審議会(報告) ⇒再エネ審議会の見直しについて		
11月		再エネ・省エネの調査審議等を環境審議会に移行するための改正	【中旬】11月議会 ⇒再エネ促進条例の改正案提出・審議 ※2/1施行予定
12月		【中旬】第1回審議会 ⇒新たな部会設置の決定 (水質、再エネ・省エネ)	
1月	【中旬】第4回審議会(報告) ⇒(仮)環境審議会への移行について		(仮)再エネ・省エネ部会の設置を決定
2月	令和6年1月末で 現行の再エネ審議会は廃止	2/1～ 環境審議会(部会)へ移行 ※再エネ・省エネ部会の開催は来年度を予定	
3月		【中旬】第2回審議会	

委員任期(2年間) 1月24日まで